

埼玉県における機械リース事業に係る優先順位決定のための基本方針

1 畜産クラスター計画（行動計画）との関係

- (1) 協議会は、畜産クラスター計画に機械に借受希望者である中心的な経営体の取組及び効果が示されていることを確認する。
- (2) 市町村は、(4)のアからキのテーマについて、地域の実情に応じて優先順位を付して提示することができる。
- (3) 協議会は、取り組む政策課題に優先順位を付し、政策課題毎に導入を希望する機械の優先順位を付すものとする。
- (4) 政策課題は、酪肉近等に示された以下のものとする。
 - ア 新規就農の確保
 - イ 担い手の育成
 - ウ 労働負担の軽減
 - エ 飼養規模の拡大・飼養管理の改善
 - オ 自給飼料の拡大
 - カ 畜産環境問題への対応
 - キ その他知事が定める課題
- (5) (4)のキのその他知事が定める課題は、以下のものとする。
 - ア 家畜衛生対策の強化
 - イ 6次産業化・農商工連携の促進

2 複数の中心的な経営体と同じテーマの取組を行う場合の優先順位

- (1) 協議会が実現しようとする目的に応じて、テーマ毎に以下のいずれかの視点を選択し、その取組の実現可能性を考慮した上で、優先順位を決定するものとする。
- (2) 優先順位の決定は、「埼玉県における機械リース事業に係る総合評価基準」に基づき評価し、評価の得点が同点にならないように協議会において確実に優先順位を決定する。
 - ア 機械導入を行う中心的な経営体の評価
(取組の継続性の視点)
将来的に地域において経営の存続が期待され、地域として育成すべき中心的な経営体の取組を優先する。
 - イ 機械導入による波及効果の評価
(受益の範囲の視点)
中心的な経営体の取組による受益の範囲が大きい取組を優先する。
(取組の先進性・技術の普及の視点)
地域的な取組を前提として、中心的な経営体の取組の先進性及びその地域への普及の期待度の高い取組を優先する。

ウ 協議会独自の課題の視点

協議会は、地域の課題を踏まえ優先すべき視点を示すことができる。

(3) なお、(2)のア及びイの評価によっても優先順位の決定が困難な場合には、国が示した「施設整備の事業計画に係る総合評価基準」を参照し、優先順位を決定するものとする。

3 効果的な支援の実施（留意点）

中心的な経営体の取組が十分に機能することが、畜産クラスター計画の実現にとって重要であるため、優先順位の決定に当たり、以下に留意する。

ア 施設整備を行う取組（補助事業の活用の有無を問わない）との整合性

イ 複数機械導入の効果（複数機械をまとめて導入した方が効果的である場合は一体的に扱う）

ウ 画一的な上限配分額の設定や過去の実績による調整を排除

エ 所属する団体その他の理由により公平性を欠くことがないよう留意